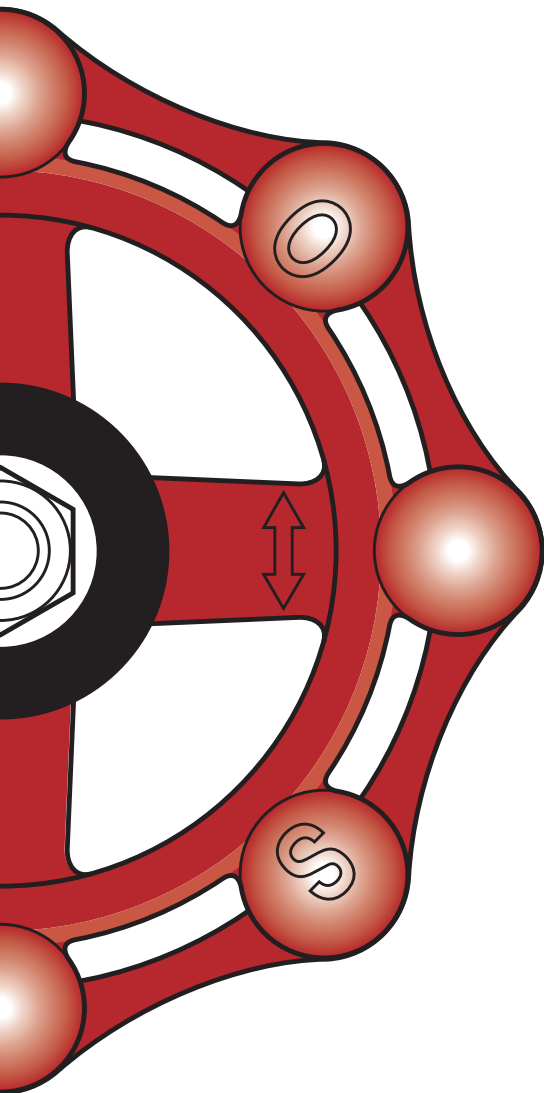




第108回 定時株主総会 招集ご通知

■開催日時

2022年3月29日（火曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

■開催場所

千葉市美浜区ひび野二丁目120番3
ホテルニューオータニ幕張 2階「翔の間」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

■決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬及び事後交付型業績連動型株式報酬の付与のための報酬決定の件

書面・インターネットによる議決権行使期限
2022年3月28日（月曜日）午後6時まで

■目次

招集ご通知	2
株主総会参考書類	8
事業報告	27
連結計算書類	55
計算書類	58
監査報告書	61

株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 **キッツ**

証券コード：6498

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2021年4月、当社は創業70周年を迎えることができました。これもひとえに株主の皆様をはじめ、すべてのステークホルダーの皆様のご支援の賜物と心より深く感謝申し上げます。

当社は、1951年（昭和26年）に、株式会社北澤製作所として、わずか11名で創業しました。統一された規格もなく、品質的にも問題を抱えた製品が多かった時代に、創業者である北澤利男は「統一された規格・品質管理のもとで大量生産し、コストを下げて供給することがメーカーの使命である」との強い信念から、いち早く最新の設備を導入し、本格的な量産体制を確立しました。その結果、創業から21年で売上高日本一のバルブメーカーとなり、総合バルブメーカーとして今日まで成長を続けてまいりました。

当社は本年2月に、次の80周年、100周年、その先の未来に向けて、さらなる飛躍を目指し「長期経営ビジョン」を策定・公表いたしました。新型コロナウイルス感染症の拡大や世界中で頻発する大規模災害、デジタル技術の目覚ましい進化など、変化の激しい不確実な世の中にあっても、ゆたかな地球環境と持続可能な未来の創造に貢献するため、創業以来培ってきた流体制御技術と材料開発で、より一層社会インフラを支える使命を果たしてまいります。

株主の皆様におかれましては、変わらぬご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2022年3月10日

株式会社 **キッツ**
代表取締役社長 河野 誠



株主各位

千葉県美浜区中瀬一丁目10番1

株式会社 **キッツ**

代表取締役社長 河野 誠

第108回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第108回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、書面（郵送）またはインターネットにより事前に議決権を行使していただき、本総会へのご出席につきましては慎重にご判断くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月29日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 千葉県美浜区ひび野二丁目120番3
ホテルニューオータニ幕張 2階「翔の間」
3. 目的事項
 - 報告事項
 1. 第108期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第108期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役7名選任の件
 - 第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬及び事後交付型業績連動型株式報酬の付与のための報酬決定の件

以 上

◎インターネットによる開示について

以下の事項については、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりませんが、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知添付の提供書面に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結計算書類の注記及び計算書類の注記も含まれております。

- ・ 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ・ 連結計算書類の連結注記表
- ・ 計算書類の個別注記表

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトにて修正後の事項を掲載させていただきます。

◎新型コロナウイルス感染症拡大防止のための当社対応について

- ・ 当日ご来場された株主様におかれましては、マスク着用など、ご自身または周囲への感染防止にご配慮ください。また、アルコール消毒や非接触方式の検温など感染防止のための措置にご協力ください。
- ・ 当日、発熱や咳がある もしくは体調不良と見受けられる株主様には、入場をお断りまたはご退出をお願いする場合がございます。
- ・ 株主様へのお土産は取り止めさせていただきます。ご了承ください。
- ・ 本招集ご通知に記載の株主総会の開催日時や開催場所の変更等を決定した場合には、速やかに当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

当社ウェブサイト ▶ <https://www.kitz.co.jp/>

議決権の行使方法のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営に参画していただくことができる重要な権利です。以下をご参照のうえ、いずれかの方法にてご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。

株主総会に出席



議決権行使書を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)

株主総会開催日時

2022年3月29日(火)
午前10時

議決権行使書を郵送



議決権行使書に各議案の賛否をご表示のうえ、ご投函ください。

行使期限

2022年3月28日(月)
午後6時到着分まで

インターネットによる行使



次頁の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年3月28日(月)
午後6時まで

▶▶▶ 詳細は次頁をご覧ください。

議決権行使書のご記入方法のご案内

議 案	原案に対する賛否	株主総会の日	議決権の数
第1号議案	賛 否	年 月 日	個
第2号議案	賛 否 (次の候補者を除く)	年 月 日	個
第3号議案	賛 否		

標準日現在のご所有株式数
議決権の数

お 願 い

1. ○
2. ○
3. ○

切取り線

ログインIDとパスワード
見本 XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

株式会社キッツ

こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

【第1号・第3号議案】

賛成の場合：「賛」の欄に○印
反対の場合：「否」の欄に○印

【第2号議案】

全員賛成の場合：「賛」の欄に○印
全員反対の場合：「否」の欄に○印
一部の候補者を反対される場合：

「賛」の欄に○印をご表示のうえ、反対される候補者の番号を () 内にご記入ください。

※当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

インターネットによる議決権行使に必要な「QRコード」、「ログインID」と「仮パスワード」が記載されています。



インターネットで議決権を行使される場合

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。

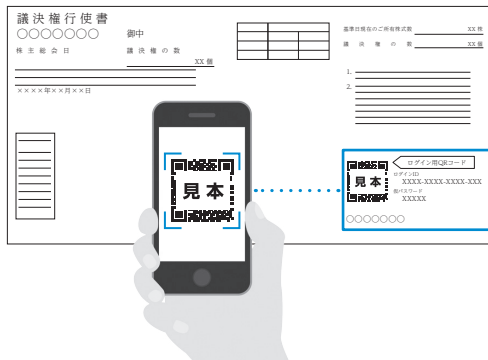
議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

行使期限 **2022年3月28日(月) 午後6時まで**

QRコードを読み取る方法

議決権行使書の右下に記載された「ログインID」、「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 お手元の議決権行使書の右下に記載された「QRコード」を読み取ってください。



※スマートフォンの機種により「QRコード」でのログインが出来ない場合があります。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

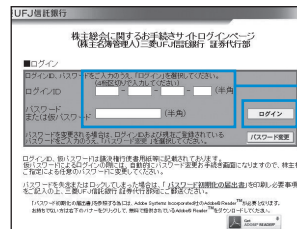
QRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。再行使する場合、またはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 2 お手元の議決権行使書の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。

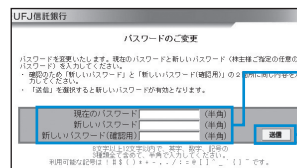


「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

※パソコンで表示した場合の画面イメージです。

- 3 新しいパスワードを登録してください。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

▶▶▶ インターネットによる議決権行使の際のご注意につきましては、次頁をご覧ください。

インターネットによる議決権行使の際のご注意

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、次の事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

◎毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止いたします。

◎インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用いただけない場合もございます。

◎株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

◎株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

◎複数回にわたり議決権を行使された場合の取扱い

- (1) 議決権行使書の郵送による方法とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。
- (3) 当日ご出席の場合は、事前の行使内容を撤回されたものとして取り扱いますので、予めご注意ください。

◎議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

ご不明な点等がございましたら、以下のヘルプデスクへお問い合わせください。

システム等に関する お問い合わせ先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク 電話 0120-173-027（通話料無料）受付時間 午前9：00～午後9：00（年中無休）
----------------------	--

機関投資家の皆様へ

当社は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

招集ご通知の主要なコンテンツが、 スマートフォン・パソコンでご覧いただけます。



当社では、スマートフォン等で招集ご通知の主要なコンテンツの閲覧や議決権行使がより簡単に行えるサービスを導入しております。下記のウェブサイトまたはQRコードにより、アクセスいただき、ご覧ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

ウェブサイト <https://p.sokai.jp/6498/>



1

招集ご通知がいつでもどこでも閲覧可能

スマートフォン等から招集ご通知にアクセスいただけます。

2

インターネットによる議決権行使が身近に

インターネット議決権行使サイトに直接アクセスでき、インターネットによる議決権行使がより身近になります。

3

マルチデバイスに対応

株主様のウェブ閲覧環境に応じ、スマートフォン、パソコン、タブレットからご覧いただけます。



株主総会参考書類

第 1 号 議 案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第 1 条但書に規定する改正規定が 2022年9月 1 日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次の通り当社定款を変更するものです。

- (1) 変更案第14 条第 1 項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- (2) 変更案第14 条第 2 項は、書面交付請求をした株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定するための規定を設けるものです。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度の導入に伴い、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものです。
- (4) 上記の新設及び削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りです。

（下線部分が変更箇所です）

（現 行 定 款）	（変 更 案）
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削除）

(現 行 定 款)	(変 更 案)
(新設)	<u>(電子提供措置等)</u> <u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
(新設)	<u>附則</u> <u>第1条 変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条但書に規定する改正規定の施行の日（2022年9月1日。以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u> <u>第2条 前条の規定にかかわらず、施行日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条は、なお効力を有する。</u> <u>第3条 本附則は、施行日から6カ月を経過した日又は前条の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第2号議案

取締役7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、現任の取締役8名全員が任期満了となります。つきましては、あらためて取締役7名の選任をお願いするものです。取締役候補者は、次の通りです。

候補者 番号	氏 名	当社における地位・担当		取締役会 出席状況
①	ほっ た やす ゆき 堀田 康之	代表取締役会長 取締役会議長	再任 在任年数：14年9カ月	100% 16/16回
②	こう の まこと 河野 誠	代表取締役社長 社長執行役員	再任 在任年数：2年9カ月	100% 16/16回
③	むら さわ とし ゆき 村澤 俊之	取締役 常務執行役員 経営企画本部長、関連事業（伸銅品事業、サービス事業）、ESG、内部監査室及び内部統制担当	再任 在任年数：5年9カ月	100% 16/16回
④	まつ もと かず ゆき 松本 和幸	社外取締役	再任 社外 独立 在任年数：8年9カ月	100% 16/16回
⑤	あ もうみのる 天羽 稔	社外取締役	再任 社外 独立 在任年数：6年9カ月	100% 16/16回
⑥	ふじ わら ゆたか 藤原 裕	社外取締役	再任 社外 独立 在任年数：4年9カ月	100% 16/16回
⑦	きく ま ゆきの 菊間 千乃	社外取締役	再任 社外 独立 在任年数：1年9カ月	100% 16/16回

候補者番号

1

ほつ た やす ゆき
堀田 康之

(1955年6月18日生)

所有する当社株式の数： 168,600株

取締役在任年数： 14年9ヵ月

取締役会出席状況： 16/16回



再 任

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年 3 月 当社入社
1997年 1 月 営業本部中部支社長
2001年 4 月 長坂工場長
2001年10月 株式会社キッツエスシーティー常務取締役
2004年 6 月 同社代表取締役社長
2006年 4 月 当社常務執行役員、バルブ事業部長
2007年 4 月 専務執行役員、バルブ事業部長
2007年 6 月 取締役、専務執行役員、バルブ事業部長
2008年 6 月 代表取締役社長、社長執行役員、バルブ事業部長
2009年 4 月 代表取締役社長、社長執行役員
2021年 3 月 代表取締役会長、取締役会議長（現任）
2021年 6 月 公益財団法人 北澤美術館 理事長（現任）

【重要な兼職の状況】

公益財団法人 北澤美術館 理事長

【取締役候補者とした理由】

堀田康之氏は、2008年度から代表取締役社長として、グループにおける経営全体の陣頭指揮を執るとともに、グローバル化及び健全で透明性の高い経営を強力に推し進めてまいりました。また、2021年度から代表取締役会長として、取締役会の運営及びコーポレート・ガバナンスの強化等に注力しております。当社は、同氏が豊富な経験と見識を活かし、取締役会における重要な意思決定機能及び経営監督機能の強化、ひいてはグループの企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

こう の
河野

(1966年3月10日生)

まこと
誠

所有する当社株式の数： 18,000株

取締役在任年数： 2年9カ月

取締役会出席状況： 16/16回



再任

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1988年 4 月 当社入社
- 2008年 8 月 バルブ事業部海外営業本部プロジェクト営業部長
- 2011年12月 プロジェクト統括部長
- 2013年 4 月 バルブ事業統括本部生産本部生産管理部長
- 2015年 4 月 バルブ事業統括本部事業企画部長
- 2016年 4 月 執行役員、経営企画本部長、関連事業（伸銅品事業、サービス事業）担当
- 2017年 4 月 KITZ Corporation of Asia Pacific Pte. Ltd. CEO & Managing Director 及びKITZ Valve & Actuation Singapore Pte. Ltd. Managing Director
- 2019年 4 月 当社常務執行役員、バルブ事業統括本部長
- 2019年 6 月 取締役、常務執行役員、バルブ事業統括本部長
- 2021年 3 月 代表取締役社長、社長執行役員（現任）

【取締役候補者とした理由】

河野誠氏は、バルブ事業の営業及び生産に関する業務を担当した後、経営企画担当執行役員及び海外グループ会社の社長を歴任しました。また、2019年度からバルブ事業統括担当執行役員として、バルブ事業戦略の立案・遂行を強力に押し進め、2021年度から当社の代表取締役社長として、グループにおける経営全体の陣頭指揮を執っております。当社は、同氏が豊富な経験と見識を活かし、取締役会における重要な意思決定機能及び経営監督機能の強化、ひいてはグループの企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

むら さわ とし ゆき
村澤 俊之

(1959年2月9日生)

所有する当社株式の数： 67,500株

取締役在任年数： 5年9ヵ月

取締役会出席状況： 16/16回



再任

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 3 月 当社入社
2001年 4 月 経営企画部長
2009年 4 月 執行役員、経営企画部長、広報・IR室及び関連事業担当
2011年10月 執行役員、経営企画本部長
2014年 4 月 執行役員、経営企画本部長、関連事業（伸銅品事業、サービス事業）担当
2016年 4 月 執行役員、管理本部長、内部監査室及びグループリスクマネジメント担当
2016年 6 月 取締役、執行役員、管理本部長、内部監査室及びグループリスクマネジメント担当
2017年 6 月 取締役、執行役員、管理本部長、内部監査室、内部統制及びグループリスクマネジメント担当
2019年 4 月 取締役、常務執行役員、管理本部長、内部監査室、内部統制、ESG及びグループリスクマネジメント担当
2021年 1 月 取締役、常務執行役員、管理本部長、内部監査室及び内部統制担当
2022年 1 月 取締役、常務執行役員、経営企画本部長、関連事業（伸銅品事業、サービス事業）、ESG、内部監査室及び内部統制担当（現任）

【取締役候補者とした理由】

村澤俊之氏は、グループ会社の経営管理部門などの業務を担当した後、経営企画部門及び管理部門の担当執行役員並びに国内グループ会社の取締役を歴任し、グローバル化を踏まえたグループ事業戦略・人財戦略の立案及び執行並びにコーポレート・ガバナンスの強化及びサステナビリティ経営を強力に推し進めてまいりました。当社は、同氏が豊富な経験と見識を活かし、取締役会における重要な意思決定機能及び経営監督機能の強化、ひいてはグループの企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

4

まつもと かず ゆき
松本 和幸

(1945年9月21日生)

所有する当社株式の数： 7,600株
 社外取締役在任年数： 8年9ヵ月
 取締役会出席状況： 16/16回



再任

社外

独立

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1970年 4 月 帝人製機株式会社（現ナブテスコ株式会社）入社
 2001年 6 月 同社取締役
 2003年 9 月 ナブテスコ株式会社執行役員
 2004年 6 月 同社取締役
 2005年 6 月 同社代表取締役社長
 2011年 6 月 同社取締役会長（2013年6月退任）
 2013年 6 月 株式会社トプコン 社外取締役（現任）
 当社社外取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

株式会社トプコン 社外取締役

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

松本和幸氏は、ナブテスコ株式会社の経営者として長年にわたり活躍され、企業経営者としての豊富な経験に加え、技術開発及びものづくり等に関する高度で幅広い見識を有しております。当社は、同氏がそれらの知見を活かした客観的かつ公正な立場からの監督と的確な助言を行う役割を果たすことができると判断し、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

あ もう
天 羽

(1951年12月9日生)

みのる
稔

所有する当社株式の数： 5,300株
社外取締役在任年数： 6年9カ月
取締役会出席状況： 16/16回



再 任

社 外

独 立

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4 月 デュポンファーマーイースト日本支社（現デュポン株式会社）入社
2000年 3 月 同社取締役
2002年 3 月 同社常務取締役
2004年 3 月 同社専務取締役 兼 エンジニアリングポリマー事業部アジア太平洋地域リージョナルディレクター
2005年 7 月 同社取締役副社長
2006年 9 月 同社代表取締役社長
2013年 1 月 同社代表取締役会長 兼 デュポンアジアパシフィックリミテッド社長
2014年 9 月 デュポン株式会社名誉会長（2016年3月退任）
2015年 6 月 当社社外取締役（現任）
2016年 3 月 大塚化学株式会社 社外監査役
2019年 3 月 同社社外監査役（退任）、同社社外取締役（現任）
2020年12月 株式会社HEXEL Works 社外取締役（現任）
2021年 6 月 株式会社エンプラス 社外取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

大塚化学株式会社 社外取締役
株式会社HEXEL Works 社外取締役
株式会社エンプラス 社外取締役

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

天羽稔氏は、デュポン株式会社の経営者として長年にわたり活躍され、企業経営、グローバルな事業展開及び技術開発等に関する高度で幅広い見識を有しております。当社は、同氏がそれらの知見を活かした客観的かつ公正な立場からの監督と的確な助言を行う役割を果たすことができると判断し、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

6

ふじ わら
藤原

(1951年4月20日生)

ゆたか
裕

所有する当社株式の数： 6,700株
 社外取締役在任年数： 4年9カ月
 取締役会出席状況： 16/16回



再任

社外

独立

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年 4 月 三井海洋開発株式会社入社（1987年10月退社）
 1987年11月 安田信託銀行株式会社（現みずほ信託銀行株式会社）
 入社
 1994年 8 月 同社ニューヨーク副支店長
 1996年 6 月 同社シカゴ支店長（1998年7月退社）
 1998年 8 月 オムロン株式会社入社
 2005年 6 月 同社執行役員、財務IR室長
 2007年 3 月 同社執行役員、グループ戦略室長
 2008年 6 月 同社執行役員常務、グループ戦略室長
 2008年12月 同社執行役員常務、IR企業情報室長（2011年6月退任）
 2013年 6 月 ナプテスコ株式会社 社外取締役（2021年 3 月退任）
 2017年 6 月 当社社外取締役（現任）
 2020年 7 月 鴻池運輸株式会社 社外監査役（現任）

【重要な兼職の状況】

鴻池運輸株式会社 社外監査役

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

藤原裕氏は、金融機関の海外支店責任者のほか、オムロン株式会社の財務・IR・グループ戦略担当執行役員として活躍され、グローバルな観点からの経営管理、財務戦略及びガバナンス等に関する高度で幅広い見識を有しております。当社は、同氏がそれらの知見を活かした客観的かつ公正な立場からの監督と的確な助言を行う役割を果たすことができると判断し、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

7

きく ま ゆき の
菊間 千乃

(1972年3月5日生)

所有する当社株式の数： 1,100株
社外取締役在任年数： 1年9カ月
取締役会出席状況： 16/16回



再 任

社 外

独 立

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年 4 月 株式会社フジテレビジョン入社（2007年12月退社）
2011年12月 弁護士登録
2012年 1 月 弁護士法人松尾綜合法律事務所入所
2014年12月 株式会社ノエビアホールディングス社外取締役（2017年12月退任）
2018年 6 月 株式会社コーセー社外取締役（現任）
2020年 5 月 タキヒヨー株式会社社外取締役（現任）
2020年 6 月 アルコニックス株式会社社外取締役（現任）
2020年 6 月 当社社外取締役（現任）
2022年 1 月 弁護士法人松尾綜合法律事務所 代表弁護士（社員弁護士）（現任）

【重要な兼職の状況】

弁護士法人松尾綜合法律事務所 代表弁護士（社員弁護士）
株式会社コーセー 社外取締役
タキヒヨー株式会社 社外取締役
アルコニックス株式会社 社外取締役

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

菊間千乃氏は、弁護士事務所の代表弁護士（社員弁護士）として活躍され、各種訴訟などの紛争解決、労働、コンプライアンス、リスクマネジメント、ガバナンスなどの企業法務及びその他専門分野に関する高度で幅広い見識を有しております。当社は、同氏がそれらの知見を活かした客観的かつ公正な立場からの監督と的確な助言を行う役割を果たすことができると判断し、社外取締役候補者いたしました。

(注) 1. 候補者の堀田康之、河野誠、村澤俊之、松本和幸、天羽稔、藤原裕及び菊間千乃の各氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 松本和幸、天羽稔、藤原裕及び菊間千乃の各氏は、社外取締役候補者です。

3. 松本和幸、天羽稔、藤原裕及び菊間千乃の各氏は、東京証券取引所の定める「社外役員の独立性の判断に関する基準」及び当社の定める「社外役員独立性判断基準」（20ページ）を充足しているため、各候補者が取締役に選任された場合には、全員が独立役員となる予定です。

なお、菊間千乃氏は、当社と法律顧問契約を締結している弁護士法人松尾綜合法律事務所の代表弁護士（社員弁護士）を兼任しております。当社グループから同法人に支払われる顧問料金及び法律相談料金等の合計額は、同法人の過去3事業年度平均の年間売上高の2%未満であり、かつ当社の当事業年度の年間連結売上高の1%未満であります。

4. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役である者を除く）との間に、その取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円または法令で規定する額のいずれか高い額となります。この規定に基づき、松本和幸、天羽稔、藤原裕及び菊間千乃の各氏との間で当該契約を締結しておりますが、各候補者が取締役に選任された場合には、当該契約を継続する予定です。

5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしておりますが、法令違反行為であることを認識して行った場合など、一定の免責事由があります。各候補者が取締役に選任された場合には、各候補者を被保険者とする現行の保険契約を2022年7月に更新して継続することを予定しております。

6. 菊間千乃氏は、アルコニックス株式会社の社外取締役を兼任しております。アルコニックス株式会社は、2020年11月に発覚した同社の連結子会社における不適切な会計処理を受け、内部統制体制の強化を中心とした施策を策定し取り組んでおります。同氏は、本件事実が発覚するまで当該事実を認識しておりませんでした。以前からアルコニックス株式会社の取締役会においてコンプライアンスの観点から発言を行っており、当該事実の判明後は、事実関係の調査、原因究明及び再発防止に関する提言を行っております。

7. 菊間千乃氏の戸籍上の氏名は吉田千乃であります。

(ご参考)

1. 取締役会の構成に関する方針

当社の「役員選解任方針」において、以下の通り定めています。

- (1) 取締役の員数は、定款の定めにより9名以内とする。
- (2) 取締役会は、3分の1以上を独立社外取締役とする。
- (3) 取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力・専門性を全体としてバランスよく備え、ジェンダーや国際性・職歴・年齢等の面を含む多様性と適正規模を両立させる構成とする。

2. 取締役候補者のスキル・マトリックス

各取締役候補者のこれまでの経験をもとに、特に期待する専門的な知見を有する分野について、主なもの最大3つに印をつけています（有するすべての知見や経験を表すものではありません）。

主な専門的知見・分野	1	2	3	4	5	6	7
	堀田 康之	河野 誠	村澤 俊之	松本 和幸	天羽 稔	藤原 裕	菊間 千乃
企業経営	○	○		○	○		
グローバル経験	○	○			○	○	
法務・リスクマネジメント							○
サステナビリティ（ESG）			○			○	○
資本効率経営・財務戦略			○			○	
ものづくり・品質				○			
イノベーション・DX・技術開発				○	○		
営業・マーケティング	○	○					
人事・人財開発			○				○

3. 社外役員独立性判断基準

当社は、社外役員（社外取締役・社外監査役）または社外役員候補者が会社法で定める社外性の要件を充足し、かつ下記①乃至⑤のいずれの事項にも該当しない場合に「独立性」があると判断いたします。

① 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者（注1）または過去10年間（注2）において当社グループの業務執行者であった者

（注1）「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者であって、業務執行取締役その他の使用人のほか、執行役員、顧問、相談役その他役員に準ずる地位にある者を含む。但し、①及び②における社外監査役の独立性判断においては、「業務執行者」に非業務執行取締役を加える。

（注2）「過去10年間」とは、社外役員への就任前10年間をいう。但し、当該過去10年内のいずれかのときにおいて、当社グループの非業務執行取締役または監査役であったことがある者にあっては、それらの役職への就任の前10年間を意味する。

② 当社グループを主要な取引先とする者（注3）またはその業務執行者

（注3）「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先であって、直近事業年度における取引額（当社グループがその者に支払う額）がその者の年間連結総売上高の2%以上の額となる者をいう。

③ 当社グループの主要な取引先（注4）またはその業務執行者

（注4）「当社グループの主要な取引先」とは、当社グループが製品またはサービスを提供している取引先であって、直近事業年度における取引額（その者が当社グループに支払う額）が当社グループの年間連結総売上高の2%以上の額となる者をいう。

④ 当社グループが借入れを行っている主要な金融機関（注5）またはその業務執行者

（注5）「主要な金融機関」とは、直近事業年度末における当社グループの連結総資産の2%以上の額を当社グループに融資している金融機関またはその親会社もしくは子会社をいう。

⑤ 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産（注6）を得ている弁護士等の法律専門家、公認会計士もしくは税理士等の会計専門家またはコンサルタントである者（但し、当該財産上の利益を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の理事その他の業務執行者である者）

(注6) 「多額の金銭その他の財産」とは、当該財産を得ている者が個人の場合は直近事業年度において1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益、法人・組合等の団体である場合は過去3事業年度の平均で当該団体の連結総売上高または総収入額の2%以上の額の金銭その他の財産上の利益をいう。

⑥ 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者

⑦ 当社グループから多額の寄付または助成（注7）を受けている者（但し、当該寄付または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の理事その他の業務執行者である者）

(注7) 「多額の寄付または助成」とは、直近事業年度において1,000万円を超える金銭その他の財産の寄付または助成をいう。

⑧ 当社の主要株主（注8）または当該株主が法人である場合には当該法人の業務執行者

(注8) 「当社の主要株主」とは、直接保有・間接保有を問わず、直近の事業年度末において議決権保有割合5%以上を保有する株主をいう。

⑨ 当社グループが大口出資者（注9）となっている者またはその業務執行者

(注9) 「大口出資者」とは、当社グループが直近の事業年度末において相手方の議決権の5%以上の出資をしている者をいう。

⑩ 当社グループから取締役（常勤・非常勤）を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者

⑪ 過去3年間に於いて、上記②乃至⑩に該当していた者

⑫ 以下のいずれかに該当する者（但し、重要な地位にある者（注10）に限る）の近親者（注11）

- (1) 現在、当社グループの業務執行者または非業務執行取締役である者
- (2) 過去3年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
- (3) 上記②乃至⑩に該当する者

(注10) 「重要な地位にある者」とは、取締役、執行役員、顧問、相談役その他役員に準ずる地位にある者または部長相当職以上の上級管理職にある使用人をいう。但し、(3)においては社外取締役を除く。

(注11) 「近親者」とは、配偶者または二親等以内の親族をいう。

<2021年11月改定>

2021年6月に改訂されたコーポレートガバナンス・コードの内容を踏まえ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、当社のガバナンスの向上に適した選定基準へと改定したほか、基準項目の定義をより明確にしております。

第3号議案

取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬及び事後交付型業績連動型株式報酬の付与のための報酬決定の件

当社の取締役報酬の額は、2019年6月25日開催の第105回定時株主総会において、年額400百万円以内（うち社外取締役分70百万円以内。使用人兼務取締役の使用人としての給与及び賞与を含まない。）とご承認いただいております。また、当社は、2016年6月29日開催の第102回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対する信託を用いた株式報酬制度を導入いたしました。

今般、将来選任される取締役も含め、取締役に当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記信託を用いた株式報酬制度に替えて、上記の報酬枠とは別枠にて、当社の取締役（社外取締役を除く）（以下「対象取締役」という）に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬（以下当該報酬を支給する制度を「本制度Ⅰ」という）及び事後交付型業績連動型株式の付与のための報酬（以下当該報酬を支給する制度を「本制度Ⅱ」といい、「本制度Ⅰ」と併せて「本制度」という）を支給することにつきご承認をお願いいたします。なお、本制度に関する議案が本株主総会で承認可決されることを条件として、今後、当該信託への追加の拠出を行わないことといたします。

本議案に基づき対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額30百万円以内とし、事後交付型業績連動型株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、年額20百万円以内（使用人兼務取締役の使用人の地位に基づく付与分は含まない）といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、当社の現在の取締役は8名（うち社外取締役4名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名（うち社外取締役は4名）となります。

1. 本制度Ⅰの概要

対象取締役は、当社取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年60,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約Ⅰ」という）を締結するものとします。

- ① 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日（ただし、当該交付日の属する事業年度の経過後３月を経過するまでに当該地位を喪失する場合につき、当該事業年度経過後６月以内に当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下「譲渡制限期間Ⅰ」という）、本割当契約Ⅰにより割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式Ⅰ」という）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限Ⅰ」という）。
- ② 対象取締役が、当社取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間Ⅰ」という）が満了する前に上記①に定めるいずれの地位も喪失した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。
- ③ 当社は、対象取締役が、役務提供期間Ⅰ中、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式Ⅰの全部について、譲渡制限期間Ⅰが満了した時点をもって譲渡制限Ⅰを解除する。ただし、対象取締役が、上記②に定める当社取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間Ⅰが満了する前に上記①に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限Ⅰを解除する本割当株式Ⅰの数及び譲渡制限Ⅰを解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- ④ 当社は、譲渡制限期間Ⅰが満了した時点において上記③の定めに基づき譲渡制限Ⅰが解除されていない本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。
- ⑤ 当社は、譲渡制限期間Ⅰ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限Ⅰを解除する。
- ⑥ 上記⑤に規定する場合においては、当社は、上記⑤の定めに基づき譲渡制限Ⅰが解除された直後の時点においてなお譲渡制限Ⅰが解除されていない本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。
- ⑦ 本割当契約Ⅰにおける意思表示及び通知の方法、本割当契約Ⅰ改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約Ⅰの内容とする。

なお、上記のとおり、本割当株式Ⅰの払込金額は特に有利とまらない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式Ⅰの付与は相当なものであると判断しております。

2. 本制度Ⅱの概要

本制度Ⅱは、対象取締役に対し、当社取締役会が定める期間（以下「評価期間」という。なお、当初の評価期間は、2022年1月1日から2022年12月31日までの1事業年度とする。）中の当社取締役会が別途定める業績指標（以下「業績指標」という）に基づき算定される株式報酬を付与することを趣旨とする業績連動型の報酬制度です。具体的には、対象取締役に対し、評価期間中の業績指標に基づき当社取締役会が別途定める計算式により算出される数の当社普通株式を、対象取締役の報酬等として付与する業績連動型の報酬制度であります。したがって、本制度Ⅱの導入時点では、各対象取締役に対してこれらを交付するか否か及び交付する株式数の額は確定しておりません。

また、本制度Ⅱによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約Ⅱ」という）を締結するものとします。

- ① 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日（ただし、当該交付日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに当該地位を喪失する場合につき、当該事業年度経過後6月以内に当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下「譲渡制限期間Ⅱ」という）、本割当契約Ⅱにより割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式Ⅱ」という）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限Ⅱ」という）。
- ② 対象取締役による法令、社内規則又は本割当契約Ⅱの違反その他の理由により、当社が本割当株式Ⅱを無償取得することが相当であると当社取締役会で定める事由に該当した場合、当社は本割当株式Ⅱを無償で取得する。
- ③ 当社は、譲渡制限期間Ⅱ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、本割当株式Ⅱの全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限Ⅱを解除する。

(1) 本制度Ⅱにおける報酬等の算定方法

当社は、本制度Ⅱにおいて、①評価期間における業績指標に基づき算定する金額（以下「基準報酬総額」という）、②当社取締役会が別途定める対象取締役毎の比率及び③役務提供期間比率を乗じて各対象取締役に支給する金銭報酬債権の基準となる額（以下「基準報酬額」という）を決定いたします。

当社は、対象取締役が割当てを受ける当社普通株式の数（以下「最終交付株式数」という）に払込金額を乗じることにより算定された額の金銭報酬債権を対象取締役に支給し、その現物出資と引換えに、各対象取締役に当社普通株式を割り当てます。なお、割当てを受ける当社普通株式の払込金額は、当該割当ての決定に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に特に有利とならない範囲で当社取締役会が決定した額（以下「当社株式の時価」という）といたします。

以上の基準報酬額、各対象取締役に支給する最終交付株式数、金銭報酬債権の額は、以下の算定式に従って、以下の上限数の範囲内で算定いたします。ただし、評価期間中の退任又は組織再編等に応じて合理的な調整を行うこととし、また、計算の結果、100円又は単元株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。

【算定式】

- ・基準報酬額＝基準報酬総額（①）×基準比率（②）×役務提供期間比率（③）
- ・最終交付株式数＝基準報酬額÷当社株式の時価
- ・金銭報酬債権額＝最終交付株式数×当社株式の時価

- ① 「基準報酬総額」は、業績指標に基づき算定するもので、本制度Ⅱに基づき付与する報酬総額の基準額です。
- ② 「基準比率」は、対象取締役毎に役職位に応じて設定された係数を全対象取締役の係数の合計で除した比率です。
- ③ 「役務提供期間比率」は、評価期間における在任月数を評価期間の月数で除した比率とします。

(2) 本制度Ⅱにおける報酬等の上限

当社が本制度Ⅱに基づき対象取締役に交付する株式数は合計年40,000株以内とし、また、支給する金銭報酬債権の総額は合計年額20百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の地位に基づく付与分は含まない）といたします。

(3) 本制度Ⅱに基づく報酬等を受ける権利の喪失事由

対象取締役は、当社取締役会において別途定める非違行為、当社取締役会において別途定める理由による退任等がある場合は、本制度に基づく報酬等を受ける権利を喪失することといたします。

(4) 株式の併合・分割等による調整

本制度Ⅱに基づく株式の交付又は金銭の支給までに、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含む。以下同じ）によって増減する場合は、併合・分割の比率を乗じて本制度の算定に係る株式数を調整します。

なお、上記のとおり、本割当株式Ⅱの払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式Ⅱの付与は相当なものであると判断しております。

また、当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その内容の概要は44ページに記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合には、当該方針に本制度導入に伴う変更を加えることを予定しております。

(ご参考)

当社は、本議案が承認可決されることを条件として、当社の執行役員に対しても、上記と同様の制度を導入する予定であります。

以 上

第108期 (2021年1月1日から2021年12月31日まで) 事業報告

当社グループは、前連結会計年度（2020年度）より決算期を3月31日から12月31日に変更いたしました。決算期の変更により、前連結会計年度は、2020年4月1日から2020年12月31日までの9ヵ月間となっております。

これに伴い、前期との比較については、2020年1月1日から12月31日までの12ヵ月間を「前年同一期間」として算出した参考数値（監査対象外）と比較しております。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の概要

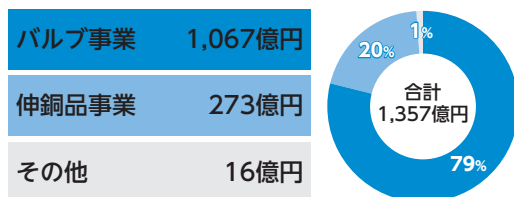
① 事業の経過及び成果

当期の世界経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各国で経済活動への制限が継続されました。また、ワクチン接種の拡大による経済回復が期待される一方で、変異株による感染症拡大が新たな懸念材料となるなど、先行き不透明な状況が続きました。国内経済においても、ワクチン接種が進む一方で、緊急事態宣言の再発令やまん延防止等重点措置の延長の影響により経済活動が制限されるなど、厳しい状況が継続しました。

このような状況においても、当期は、バルブ事業において、半導体製造設備向けが好調に推移したほか、原材料価格の高騰を受けて実施した価格改定の効果やそれに伴う駆け込み需要の発生により増収となりました。伸銅品事業においても、原材料相場の上昇に伴う販売価格の上昇及び販売量の増加により増収となりました。その結果、売上高の総額は前年同一期間比17.9%増の1,357億90百万円となりました。

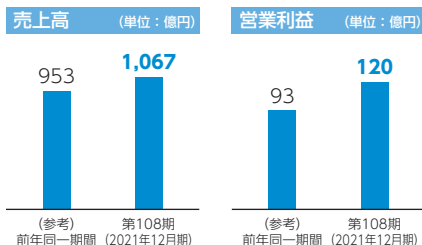
損益面では、バルブ事業における増収による増益や、伸銅品事業における増収及び生産性向上による増益により、営業利益は前年同一期間比68.7%増の89億90百万円となりました。経常利益は前年同一期間比67.1%増の89億75百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は前年同一期間比47.2%増の49億54百万円となりました。事業セグメント別の概況は以下の通りです。

○事業セグメント別連結売上高構成



バルブ事業

売上高構成比 79%

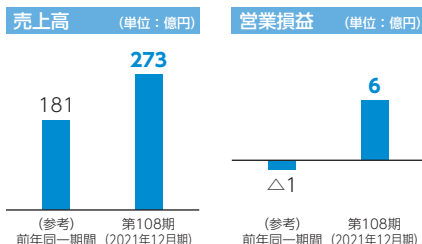


バルブ事業の外部売上高は、国内市場では、半導体製造設備向けが好調に推移したほか、原材料価格の高騰を受けて実施した価格改定の効果やそれに伴う駆け込み需要の発生により増収となりました。海外市場では、欧州向けが減収となったものの、半導体製造設備向けを中心に中国向け及び米州向けが増収となったことから、前年同一期間比12.0%増の1,067億54百万円となりました。

営業利益は、半導体製造設備向けが増収による増益やコストダウン効果もあり、前年同一期間比29.9%増の120億88百万円となりました。

伸銅品事業

売上高構成比 20%

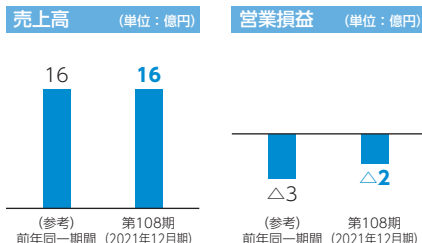


伸銅品事業の外部売上高は、売価に影響を与える原材料相場の上昇に伴う販売価格の上昇と販売量の増加により、前年同一期間比51.2%増の273億66百万円となりました。

営業利益は、増収及び生産性向上による増益により6億65百万円（前年同一期間は1億84百万円の営業損失）となりました。

その他

売上高構成比 1%



その他の外部売上高は、ホテル事業で新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の再発令による宿泊客の減少等により、前年同一期間比1.8%減の16億68百万円となり、営業損益は、2億43百万円の営業損失（前年同一期間は3億44百万円の営業損失）となりました。

○企業集団の事業セグメント別売上高

(単位：百万円)

事業セグメント の名称	(参考) 前年同一期間		第108期 (2021年12月期)		前 年 同 期 比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
バルブ事業	95,335	82.8%	106,754	78.6%	11,419	12.0%
伸銅品事業	18,102	15.7	27,366	20.2	9,263	51.2
そ の 他	1,699	1.5	1,668	1.2	△30	△1.8
合 計	115,138	100	135,790	100	20,651	17.9

(注) 前連結会計年度（2020年12月期）につきましては、決算期変更により2020年4月1日から2020年12月31日までの9カ月間となっておりますので、参考として前年同一期間（2020年1月1日から2020年12月31日）との比較を記載しております。

○企業集団の事業セグメント別営業損益

(単位：百万円)

事業セグメント の名称	(参考) 前年同一期間		第108期 (2021年12月期)		前 年 同 期 比	
	金 額		金 額		金 額	増減率
バルブ事業	9,306		12,088		2,781	29.9%
伸銅品事業	△184		665		850	-
そ の 他	△344		△243		101	-
調 整 額	△3,449		△3,519		△70	-
合 計	5,328		8,990		3,662	68.7

(注) 前連結会計年度（2020年12月期）につきましては、決算期変更により2020年4月1日から2020年12月31日までの9カ月間となっておりますので、参考として前年同一期間（2020年1月1日から2020年12月31日）との比較を記載しております。

② 設備投資の状況

バルブ事業を中心に生産設備等の新規・更新投資等を行ったほか、キッツイノベーションセンター（長野県茅野市）の建設投資を行いました。第107期に引き続き設備投資等の優先順位付けを行い、減価償却費以下の水準に投資を抑制したことにより、設備投資の総額は49億49百万円（無形固定資産含む）となりました。

③ 資金調達の状況

新型コロナウイルス感染症対応として、手元資金確保のために第106期に調達した短期借入金60億円の返済及び長期借入金の返済を行ったことにより、有利子負債残高（リース債務含む）は前期比96億42百万円減の397億10百万円となりました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

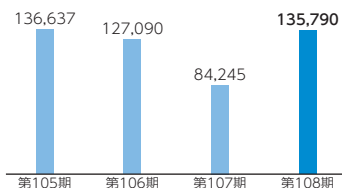
区 分	第105期 (2019年3月期)	第106期 (2020年3月期)	第107期 (2020年12月期)	第108期 (2021年12月期)
売上高	136,637	127,090	84,245	135,790
経常利益	11,883	7,241	3,169	8,975
親会社株主に帰属 する当期純利益	5,625	4,937	2,113	4,954
1株当たり当期純利益	58.50円	53.06円	23.38円	55.26円
総資産	131,657	135,063	140,681	143,419
純資産	76,829	76,879	75,167	81,253
1株当たり純資産	793.74円	819.49円	828.76円	896.55円

(注) 1. 第107期(2020年12月期)につきましては、決算期変更により2020年4月1日から2020年12月31日までの9カ月間となっております。

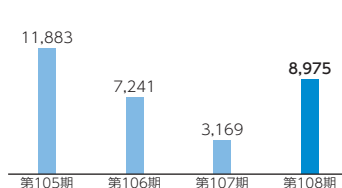
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、上記発行済株式総数については自己株式を除いております。

3. 当社は「役員報酬BIP信託」を導入しており、当該信託が保有する当社株式については連結計算書類において自己株式として計上しております。このため、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において当該株式数を控除する自己株式に含めるとともに、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数の計算において当該株式数を控除する自己株式に含めております。

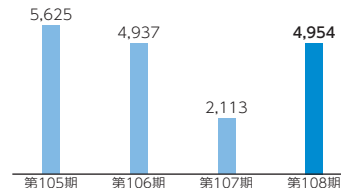
売上高 (単位：百万円)



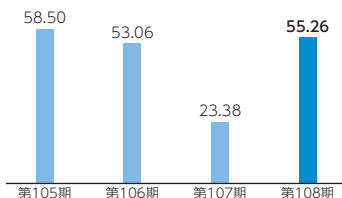
経常利益 (単位：百万円)



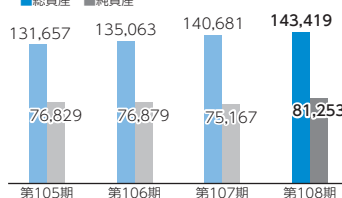
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



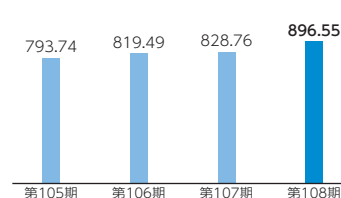
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産 (単位：円)



② 当社の財産及び損益の状況

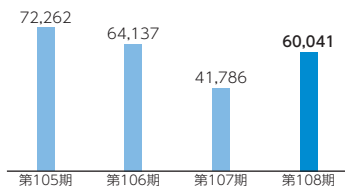
(単位：百万円)

区 分	第105期 (2019年3月期)	第106期 (2020年3月期)	第107期 (2020年12月期)	第108期 (2021年12月期)
売上高	72,262	64,137	41,786	60,041
経常利益	7,609	4,681	1,868	5,015
当期純利益	2,985	3,645	1,436	2,662
1株当たり当期純利益	31.05円	39.17円	15.89円	29.70円
総資産	99,045	102,569	110,478	110,065
純資産	54,079	52,962	51,878	53,584
1株当たり純資産	567.81円	574.29円	578.72円	597.75円

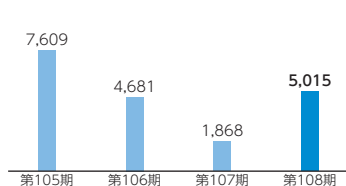
(注) 1. 第107期（2020年12月期）につきましては、決算期変更により2020年4月1日から2020年12月31日までの9カ月間となっております。

2. 注記事項につきましては①企業集団の財産及び損益の状況の注記をご参照ください。

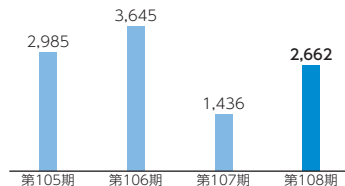
売上高 (単位：百万円)



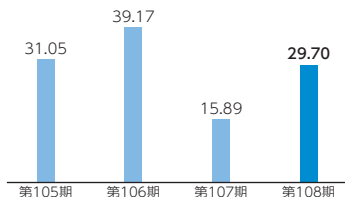
経常利益 (単位：百万円)



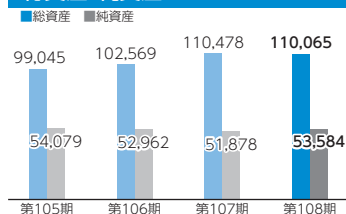
当期純利益 (単位：百万円)



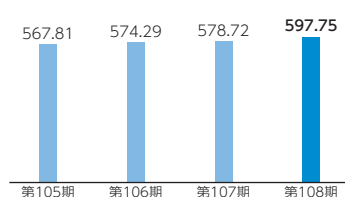
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産 (単位：円)



(3) 企業集団が対処すべき課題

■ 長期経営ビジョンの実現

2021年4月、当社は創業70周年を迎えました。これを機に企業としての存在意義と社会への貢献について、あらためて自らに問い直し、企業理念である「キッツ宣言」を改訂いたしました。今後、同時に策定した長期経営ビジョンの実現により、企業グループ一体となって企業価値の向上と持続的な成長を図ってまいります。

キッツ宣言

KITZ' Statement of Corporate Mission

わたしたちは、
流体制御技術と材料開発で社会インフラを支え、
ゆたかな地球環境と持続可能な未来を創造していきます

*We strive to build a robust global environment and
sustainable future by supporting societal infrastructure
through our advancements
in fluid control technologies and materials.*

長期経営ビジョン「Beyond New Heights 2030 『流れ』を変える」

①2030年にありたい姿

テクノロジー／ソリューション

- ・「流す」「止める」「絞る」のあらゆるニーズに、オンリーワンの技術とユーザーの期待を超える提案力で挑戦し続ける

コアビジネス／成長ビジネス

- ・情報化社会、サステナブル社会に向けて、コアビジネスの基盤を強化し、同時に成長ビジネスへの参入を、リスクを恐れず加速させる

事業を通じた環境保全

- ・環境にやさしい商品・材料の開発や製造プロセスを追求し、持続可能な未来に貢献することにより、社会から信頼される

多様な人財の活躍

- ・性別、年齢、国籍、文化等を超えて、社員一人ひとりがプロフェッショナルとして、最高のパフォーマンスでいきいきと働いている

②定量目標と目指す経営構造

イ. 定量目標

- ・平均売上高成長率：4%以上（2030年度の連結売上高2,000億円規模）
- ・ROE：10%以上（2030年度の連結当期純利益100億円規模）

ロ. 経営構造

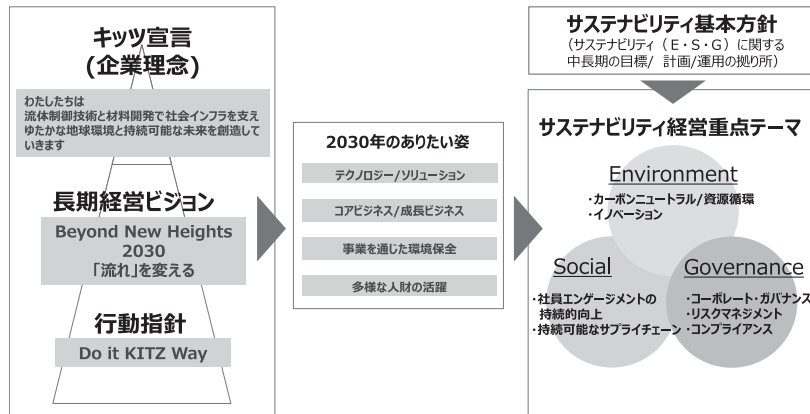
- ・コアビジネスと成長分野で収益をあげられる両利きの経営を目指す。
- ・デジタル化・脱炭素化を背景とした成長分野・地域へ積極的にリソースを投入する。
- ・投下資本収益性（ROIC）を重視した事業を展開する。

③長期戦略ターゲット領域

半導体・通信インフラ需要の爆発的成長と水素など新エネルギー転換を背景に、既存ビジネス領域（建築設備、石油・一般化学）に加え、成長領域への拡張を目指す。

<成長領域>

都市／情報インフラ、半導体製造装置、機能性化学、純水・超純水プラント／装置、次世代エネルギー／低炭素、水素サプライチェーン



■ サステナビリティ経営への取り組み

長期経営ビジョンでは、サステナビリティ経営を経営戦略の中核に据えています。2021年12月には、取締役会で決議のうえ、全社サステナビリティ推進委員会を設立しました。サステナビリティ経営重点テーマやKPI（重要業績評価指標）をグループ全体で共有し、目標達成に向けた進捗管理を行い、グループ全社員が一丸となって事業を通じた社会課題の解決に取り組むとともに、企業として非財務情報のパフォーマンス向上及び積極的な情報開示に努めてまいります。

サステナビリティ基本方針とサステナビリティスローガン

サステナビリティ経営の拠り所となるサステナビリティ基本方針を新たに策定し、2021年12月の取締役会で決議しました。サステナビリティスローガンは、変化の激しい世の中において変わること及び守ることの重要性を意識し実践していくための社員の道しるべです。

①サステナビリティ基本方針

キッツグループは、企業理念である「キッツ宣言」の実現に向けて、

1. 事業を通じた社会課題の解決に取り組み、企業価値と社会価値の向上を図る
2. 効率的で、公正かつ透明性の高い企業経営を実現し、社会から信頼される企業となる
3. あらゆるステークホルダーとの対話により、強固な信頼関係を構築する

②サステナビリティスローガン

つくる未来 のこす未来（Create the Future/Preserve the Future）

つくる未来

キッツグループは、「誠実」に行動し、そして「変革」を恐れずチャレンジし、地球と人にやさしい循環型社会の実現を目指して、新しい未来を創造します。

のこす未来

キッツグループは、限りある地球資源と人の暮らしを守り続け、私たちが次の世代にのこすことのできる社会の実現に努めます。

③サステナビリティ経営重点テーマ

キッツ宣言及び長期経営ビジョンの実現に向けて、ESGに係る取り組むべき優先課題をサステナビリティ経営重点テーマとして決めました（次表）。

	サステナビリティ経営 重点テーマ	社会課題	具体的取り組み	2030年度定量目標	SDGsとの 関わり
環境 (E)	カーボニュートラル 資源循環	・脱炭素社会への移行 ・資源の枯渇 ・廃棄物の増加	環境長期ビジョン「トリプルゼロ」 実現に向けた取り組み ①CO2ゼロ ②環境負荷ゼロ ・ウォーターニュートラル (節水、循環、涵養の推進) ・ゼロエミッション (3Rの推進、鋳物砂再生利用の推進他) ③リスクゼロ ・環境事故ゼロ(環境汚染) ・労働災害ゼロ(重大事故、休業度数率) ・火災事故ゼロ(火災、爆発事故)	CO2削減率 ▲90% 廃棄物埋立処分率 1.0%未満 水資源排出量 ▲100% ※ (2013年度比) ※バレル等の製造に係る 工程水を対象とする	6 気候変動に適應する能力を高め、持続可能な開発を実現する 7 再生可能エネルギーを普及させる 9 産業と基礎施設の持続可能な開発をつくる 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任、つかう責任 13 気候変動に適應する能力を高め、持続可能な開発を実現する 17 パートナーシップで目標を達成しよう
	イノベーション	・イノベーションによる 経済成長 ・脱炭素社会への移行 ・水資源の枯渇	脱炭素／水素社会を支える流体制御技術の開発 環境負荷低減に貢献する材料や製品の開発 限りある水や流体に関する社会課題を解決する取り組み		
社会 (S)	社員エンゲージメントの 持続的向上	・生産年齢人口の減少 ・人権尊重 ・多様な人材の活躍 ・働きやすい制度、 環境 ・働きがいのある風土	企業理念・長期ビジョンの浸透化 D&Iの推進とダイバーシティ文化の醸成 グローバル経営を支える人材育成と制度改革 社員がいきいきと働く職場環境の実現	社員エンゲージメントスコア ※1 「働きがい」 56pt 「働きやすさ」 55pt 女性管理職比率 20% ※2 総実労働時間 1,870時間 男性育休取得率 100% ※1 2024年度の目標 ※2 部門長職に就いている社員	5 ジェンダー平等を促進しよう 8 働きがいも、経済成長も 10 人や国の不平等をなくそう
	持続可能な サプライチェーンの構築	自社を取り巻く サプライチェーンにおける責任	CSR調達の重視 安定的な原材料や部品調達システムの構築		
ガバナンス (G)	コーポレート・ガバナンス リスクマネジメント コンプライアンス	・持続可能な企業経営 ・企業の不正、不祥事	経営意思決定の更なる透明性向上 リスク低減と機会創出双方に着目したリスクマネジメント サステナビリティ経営に資するグローバル・コンプライアンス		16 平和と公正をすべての人に

(4) 重要な子会社の状況 (2021年12月31日現在)

名 称	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
東洋バルブ(株)	100百万円	100%	バルブの仕入販売
(株)清水合金製作所	90百万円	100	バルブの製造販売
(株)キッツエスシーティー	300百万円	100	半導体製造装置用配管部材の製造販売
(株)キッツマイクロフィルター	90百万円	100	濾過用機器及びその付属品の製造販売
KITZ (THAILAND) LTD.	503百万タイバーツ	92	バルブの製造販売
台湾北澤股份有限公司	200百万台湾元	100	バルブの製造販売
北澤閥門(昆山)有限公司	49百万中国元	100	バルブの製造販売
北澤精密機械(昆山)有限公司	62百万中国元	100(100)	バルブの製造販売
北澤半導体閥門(昆山)有限公司	22百万中国元	100(100)	半導体製造装置用配管部材の製造販売
連雲港北澤精密閥門有限公司	42百万中国元	100	バルブの製造販売
上海開滋国際貿易有限公司	10百万中国元	100	バルブの仕入販売
KITZ CORP. OF AMERICA	3,000千米ドル	100	バルブの仕入販売
Metalúrgica Golden Art's Ltda.	64,000千ブラジルリアル	100	バルブの製造販売
KITZ CORP. OF EUROPE, S.A.	421千ユーロ	100	バルブの製造販売
KITZ Europe GmbH	500千ユーロ	100	バルブの仕入販売
Perrin GmbH	1,538千ユーロ	100(100)	バルブの製造販売
KITZ Corporation of Asia Pacific Pte. Ltd.	11,142千米ドル	100	バルブの仕入販売
Cephas Pipelines Corp.	2,554百万ウォン	100	バルブの製造販売
(株)キッツメタルワークス	490百万円	100	伸銅品の製造販売
(株)ホテル紅や	50百万円	100	ホテル及びレストランの経営

(注) 1. 出資比率の()内は子会社による出資比率を内数で表示しております。

2. 当事業年度末において特定完全子会社はありません。

3. Cephas Pipelines Corp.は、2021年12月13日付で増資を行い、資本金が増加しております。

(5) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

当社グループの主要な製品または事業名

事業区分	主要な製品または事業名
バルブ事業	青銅バルブ、鉄鋼バルブ、その他バルブ関連製品、濾過関連製品及びその付属品の製造販売
伸銅品事業	伸銅品及び伸銅加工品の製造販売
そ の 他	ホテル及びレストランの経営

(6) 主要な営業所及び工場（2021年12月31日現在）

① 当社の主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	千葉市	新 潟 営 業 所	新潟市
長 坂 工 場	山梨県北杜市	北 陸 営 業 所	富山市
伊 那 工 場	長野県伊那市	甲 信 営 業 所	長野県茅野市
茅 野 工 場	長野県茅野市	東 海 営 業 所	静岡市
北 海 道 営 業 所	札幌市	名 古 屋 営 業 所	名古屋市
東 北 営 業 所	仙台市	大 阪 営 業 所	大阪市
北 関 東 営 業 所	さいたま市	岡 山 営 業 所	岡山市
東 京 営 業 所	東京都中央区	広 島 営 業 所	広島市
横 浜 営 業 所	横浜市	九 州 営 業 所	福岡市

② 子会社の主要な事業所

名 称	所 在 地
東洋バルヴ(株)	東京都中央区
(株)清水合金製作所	滋賀県彦根市
(株)キッツエスシーティー	群馬県太田市
(株)キッツマイクロフィルター	長野県茅野市
KITZ (THAILAND) LTD.	タイ（サムットプラカーン県）
台湾北澤股份有限公司	台湾（高雄市）
北澤閥門(昆山)有限公司	中華人民共和国（江蘇省）
北澤精密機械(昆山)有限公司	中華人民共和国（江蘇省）
北澤半導体閥門(昆山)有限公司	中華人民共和国（江蘇省）
連雲港北澤精密閥門有限公司	中華人民共和国（江蘇省）
上海開滋国際貿易有限公司	中華人民共和国（上海市）
KITZ CORP. OF AMERICA	アメリカ（テキサス州）
Metalúrgica Golden Art's Ltda.	ブラジル（リオグランデ・ド・スル州）
KITZ CORP. OF EUROPE, S.A.	スペイン（バルセロナ県）
KITZ Europe GmbH	ドイツ（ヘッセン州）
Perrin GmbH	ドイツ（ヘッセン州）
KITZ CORP. OF ASIA PACIFIC PTE. LTD.	シンガポール
Cephas Pipelines Corp.	韓国（釜山広域市）
(株)キッツメタルワークス	長野県茅野市
(株)ホテル紅や	長野県諏訪市

(注) (株)キッツエスシーティーの主要な事業所は工場所在地を記載しております。

(7) 使用人の状況（2021年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業の種類別セグメントの名称	使用人数	前期末比増減
バルブ事業	4,724名	58名増
伸銅品事業	243	10名増
その他の	79	3名減
全社（共通）	107	2名減
合計	5,153	63名増

- (注) 1. 上記には当社グループからグループ外への出向者及び臨時・嘱託の使用人を含めておりません。
 2. 全社（共通）は特定のセグメントに属さない管理部門の使用人数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,396名	13名増	40.5歳	14.4年

(注) 上記には出向者及び臨時・嘱託の使用人を含めておりません。

(8) 企業集団の主要な借入先及び借入額（2021年12月31日現在）

(単位：百万円)

名 称	借入金残高
株式会社三井住友銀行	2,538
株式会社三菱UFJ銀行	1,537
株式会社みずほ銀行	1,118
株式会社八十二銀行	709
株式会社山梨中央銀行	688

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2021年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 400,000,000株
- ② 発行済株式の総数 90,120,070株
(注) 上記の発行済株式の総数には、当事業年度末において保有する自己株式276,441株を含めておりません。
- ③ 株主数 12,599名
(注) 株主数には当社を含めておりません。

④ 大株主（上位10名）

名 称	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	8,726千株	9.68%
北 沢 会 持 株 会	4,710	5.23
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	4,303	4.78
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行	3,530	3.92
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	3,416	3.79
公 益 財 団 法 人 北 沢 育 英 会	3,411	3.79
キ ッ ツ 取 引 先 持 株 会	3,204	3.56
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,553	2.83
キ ッ ツ 従 業 員 持 株 会	2,069	2.30
セ コ ム 損 害 保 険 株 式 会 社	1,702	1.89

- (注) 1. 当社は2021年12月31日現在、自己株式276千株を保有しております。
また、持株比率は発行済株式の総数から自己株式を除いて計算しております。
なお、当社は「役員報酬B I P 信託」を採用しており、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が当社株式を477千株を保有しておりますが、当該自己株式には含めておりません。
2. 上記の持株数には信託業務に係る株式を次の通り含んでおります。
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 8,726千株
株式会社日本カストディ銀行 3,530千株
3. 住友生命保険相互会社の持株数には変額口1千株及び特別勘定6千株を含んでおります。

(2) 新株予約権等に関する事項（2021年12月31日現在）

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況 (2021年12月31日現在)

① 取締役及び監査役の状況

氏 名	当社における地位及び担当
堀 田 康 之	代表取締役会長 (取締役会議長)
河 野 誠	代表取締役社長 (社長執行役員)
名 取 敏 照	取 締 役 (副社長執行役員、経営企画本部長、関連事業 (伸銅品事業、サービス事業) 及びESG担当)
村 澤 俊 之	取 締 役 (常務執行役員、管理本部長、内部監査室及び内部統制担当)
松 本 和 幸	社 外 取 締 役
天 羽 稔	社 外 取 締 役
藤 原 裕	社 外 取 締 役
菊 間 千 乃	社 外 取 締 役
近 藤 雅 彦	常 勤 監 査 役
木 村 太 郎	常 勤 監 査 役
高 井 龍 彦	社 外 監 査 役
作 野 周 平	社 外 監 査 役
小 林 彩 子	社 外 監 査 役

- (注) 1. 当社は社外取締役 松本和幸、天羽稔、藤原裕及び菊間千乃の各氏を東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として、同取引所に対して届出を行っております。
2. 当社は社外監査役 高井龍彦、作野周平及び小林彩子の各氏を東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として、同取引所に対して届出を行っております。
3. 当事業年度中における代表取締役の異動及び担当の変更

氏 名	異 動 後	異 動 前	変更年月日
堀 田 康 之	代表取締役会長、取締役会議長	代表取締役社長、社長執行役員	2021年3月30日
河 野 誠	代表取締役社長、社長執行役員	取締役、常務執行役員、パルプ事業統括本部長	

4. 当事業年度末以降における取締役の担当の主な変更

氏 名	変 更 後	変 更 前	変更年月日
名 取 敏 照	取締役	取締役、副社長執行役員、経営企画本部長、関連事業（伸銅品事業、サービス事業）及びESG担当	2022年1月1日
村 澤 俊 之	取締役、常務執行役員、経営企画本部長、関連事業（伸銅品事業、サービス事業）、ESG、内部監査室及び内部統制担当	取締役、常務執行役員、管理本部長、内部監査室及び内部統制担当	

5. 監査役 近藤雅彦氏は、グループ会社を統括する管理部門担当の取締役として当社の経営に携わり、経営基盤の強化やグループリスクマネジメント体制の構築及び強化を推し進めるなど、事業経営、労務に関する知識・経験が豊富であり、監査役に期待される相当程度の知見を有しています。
6. 監査役 木村太郎氏は、長年にわたり当社の経理・財務部門を主管するとともに、グループ会社を統括する管理部門担当の執行役員として内部統制システムの整備と内部監査機能の強化に加え、リスクマネジメント体制の構築を推し進めるなど、監査役に期待される内部統制及びリスク管理並びに財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
7. 社外監査役 高井龍彦氏は、三井金属鉱業株式会社において、長年同社の経理、財務、管理、経営企画等の業務を担当されたのち、同社の最高財務責任者（CFO）兼上席執行役員及び常勤監査役を歴任され、財務及び会計並びに監査役の職務に関する相当程度の知見を有しています。
8. 社外監査役 作野周平氏は、横河電機株式会社において、グループを統括する経営管理部門における幅広い経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有するとともに、内部統制、リスク管理及び内部監査体制の構築等の経験を通じてコーポレートガバナンスに関する見識も備えるなど、監査役に期待される相当程度の知見を有しています。
9. 社外監査役 小林彩子氏は、企業法務、コンプライアンス、M&A及び危機管理その他幅広い分野において高度な専門知識を有する弁護士であり、監査役に期待されるコーポレートガバナンス、取締役会の意思決定及び取締役の職務執行に対する監視機能並びに会計監査人の職務執行の監視・検証機能等に関する相当程度の知見を有しています。
10. 菊間千乃氏の戸籍上の氏名は吉田千乃であります。
11. 小林彩子氏の戸籍上の氏名は中嶋彩子であります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役である者を除く。本項において以下同じ。）及び監査役の責任を合理的な範囲にとどめ、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定により、取締役及び監査役との間に、その取締役及び監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各取締役及び各監査役との間で当該契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。

③ 取締役及び監査役の主な兼職の状況

区 分	氏 名	兼職する他の法人名	兼職の内容
取 締 役	堀 田 康 之	公益財団法人北澤美術館	理 事 長
	河 野 誠	(株)キッツエスシーティー	取 締 役
	名 取 敏 照	(株)キッツマイクロフィルター	取 締 役
		(株)キッツメタルワークス	取 締 役
		(株)ホテル紅や	取 締 役
常 勤 監 査 役	近 藤 雅 彦	東洋バルブ(株)	監 査 役
		(株)キッツエスシーティー	監 査 役
		(株)キッツマイクロフィルター	監 査 役
		(株)ホテル紅や	監 査 役
		台湾北澤股份有限公司	監 査 役
		北澤精密機械(昆山)有限公司	監 査 役
		北澤半導体閥門(昆山)有限公司	監 査 役
	木 村 太 郎	公益財団法人北澤美術館	監 事
		(株)清水合金製作所	監 査 役
		(株)キッツメタルワークス	監 査 役
		北澤閥門(昆山)有限公司	監 査 役
		連雲港北澤精密閥門有限公司	監 査 役
		上海開滋国際貿易有限公司	監 査 役

- (注) 1. 兼職する他の法人で当社と同一の事業に属する法人は次の通りであります。
- | (名 称) | (事業の内容) |
|-----------------|-------------------|
| 東洋バルブ(株) | バルブの仕入販売 |
| (株)清水合金製作所 | バルブの製造販売 |
| (株)キッツエスシーティー | 半導体製造装置用配管部材の製造販売 |
| 台湾北澤股份有限公司 | バルブの製造販売 |
| 北澤閥門(昆山)有限公司 | バルブの製造販売 |
| 北澤精密機械(昆山)有限公司 | バルブの製造販売 |
| 北澤半導体閥門(昆山)有限公司 | 半導体製造装置用配管部材の製造販売 |
| 連雲港北澤精密閥門有限公司 | バルブの製造販売 |
| 上海開滋国際貿易有限公司 | バルブの仕入販売 |
2. 取締役 堀田康之氏の主な兼職のうち、公益財団法人北澤美術館の理事長の兼職は重要な兼職に該当します。
3. 監査役 近藤雅彦氏の主な兼職のうち、公益財団法人北澤美術館の監事の兼職は重要な兼職に該当します。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役・監査役（いずれも退任者を含みます）であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます）に起因して株主や第三者から損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなります。但し、被保険者の業務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補填の対象としないこととしています。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬		
			賞与	株式報酬 (非金銭報酬等)	
取 締 役 (うち社外取締役)	233 (43)	159 (43)	45 (-)	28 (-)	8 (4)
監 査 役 (うち社外監査役)	71 (28)	71 (28)	- (-)	- (-)	5 (3)
計 (うち社外役員)	305 (72)	231 (72)	45 (-)	28 (-)	13 (7)

- (注) 1. 取締役（社外取締役を除く）の報酬等として、金銭報酬等及び非金銭報酬等を支給しています。
2. 金銭報酬等は、基本報酬及び業績連動報酬（賞与）です。上記表の支給額には、使用人兼務取締役の使用人としての給与及び賞与は含んでおりません。なお、使用人としての給与の額は26百万円、賞与の額は23百万円です。
3. 非金銭報酬等は、業績連動型株式報酬制度に基づく当社の株式です。上記表の支給額には使用人兼務取締役の使用人としての株式報酬は含んでおりません。なお、使用人としての株式報酬の額は2百万円です。また、割当ての際の条件等は「□. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」の通りです。
4. 社外取締役には基本報酬のみを支給しています。
5. 取締役の金銭報酬の額は、2019年6月25日開催の第105回定時株主総会において、年額400百万円以内（うち社外取締役分70百万円以内）と決議しています（使用人兼務取締役の使用人としての給与及び賞与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち社外取締役3名）です。
- また、金銭報酬とは別枠の非金銭報酬として、2016年6月29日開催の第102回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）の業績連動型株式報酬制度の導入を決議しています。当該定時株主総会終結時点の株式報酬の対象となる取締役の員数は、4名です。なお、2019年5月29日開催の取締役会において、2022年8月31日まで本制度を継続する決議をしました。
6. 監査役の金銭報酬の額は、2019年6月25日開催の第105回定時株主総会において、年間100百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は、5名です。
7. 報酬等の額には当事業年度に役員賞与引当金として計上した役員賞与45百万円及び役員株式給付引当金として計上した株式報酬28百万円を含んでいます。

ロ．取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」(以下「本方針」という)を定めています。

本方針において、取締役の報酬等は、長期経営ビジョン及び中期経営計画の達成並びに当社グループの企業価値向上を図るためのインセンティブとなることを目指しており、基本報酬及び業績連動報酬(賞与)並びに業績連動型株式報酬により構成しています。

また、報酬等の内容については、外部機関の客観的な報酬調査データ等を活用し、同業、同規模及び他業種の企業の役員報酬水準を参考に毎年検証を行い、職責及び人財確保の観点から適切な報酬となるよう設定しており、報酬委員会の答申に基づいて、取締役会において決定しています。

なお、本方針の概要は以下の通りです。

ア．報酬体系

取締役の報酬等は、固定報酬である「基本報酬」、短期インセンティブとしての「業績連動報酬(賞与)」及び長期インセンティブとしての「業績連動型株式報酬」から構成されています。なお、社外取締役の報酬は、基本報酬のみとし、「業績連動報酬(賞与)」及び「業績連動型株式報酬」の支給はしていません。また、取締役の役位ごとの報酬等の構成比は次の通りです。

役 位	取締役の報酬等の構成比			合 計
	基本報酬	業績連動報酬		
		賞与 (短期)	株式報酬 (長期)	
代 表 取 締 役 会 長	57%	29%	14%	100%
代表取締役社長執行役員	51%	35%	14%	100%
取締役副社長執行役員	58%	30%	12%	100%
取締役常務執行役員	62%	27%	11%	100%

イ．基本報酬

「基本報酬」は、当社の経営環境、対象者の役割及び他社動向も踏まえ、役位ごとに基準額を設定しています。

ロ．業績連動報酬(賞与)

「業績連動報酬(賞与)」は、業績向上への意欲を高めるため、担当業務の単年度業績評価と連動することが望ましいとの考えから、親会社株主に帰属する当期純利益を基準とし、次の要件を満たす場合に親会社株主に帰属する当期純利益の1%相当額(賞与の総額)を支給することとしています。

- 株主への年間配当金（12カ月）が10円以上実施できること。
- 多額な特別利益により親会社株主に帰属する当期純利益の確保がなされていないこと。
- 連結及び単体の営業利益、経常利益及び当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）が適正に創出されており、適正な配当性向が維持されていること。

なお、取締役の個人別の支給額は、賞与の総額をもとに次の役位別係数及び個人業績目標の評価結果係数により算出します。

役 位	代表取締役会長 代表取締役社長執行役員	取締役副社長執行役員	取締役常務執行役員
係 数	1	0.5	0.2

業績連動報酬（賞与）の算定に用いた指標の目標値及び実績は以下の通りです。

業績連動報酬にかかる主な指標	2021年度目標 (2021年2月公表値)	2021年度実績
	親会社株主に帰属する当期純利益	34億円
		49億円

iii. 業績連動型株式報酬

「業績連動型株式報酬」は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意識を高めることを目的とするもので、長期インセンティブとしての報酬です。なお、「業績連動型株式報酬」は、取締役の金銭報酬の限度額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く）を対象とする株式報酬です。連続3事業年度を対象として、2億円とする信託金を拠出し、当社株式が信託を通じて取得され、取締役の役位及び業績目標の達成度等に応じて、1年あたり140千ポイント以内でポイントを付与し、取締役退任時に、取得累積ポイント数に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を交付及び給付します。

b. 報酬の決定

各年度における取締役の個人別の報酬等については、「報酬委員会」が、その内容が本方針に沿うものであるか確認し、その妥当性についての審議結果を取締役に答申しています。取締役会は、報酬委員会からの答申により、取締役の個人別の報酬等が本方針に沿うものであることを確認のうえ、決定しています。

当事業年度における取締役の個人別の報酬等については、取締役会が、報酬委員会からの答申の内容を踏まえ、本方針に沿うものであると判断し、決定しました。

ハ. 監査役の報酬

監査役全員の報酬総額は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で決定され、監査役の個人別の報酬等の内容については、監査役の協議により決定しています。なお、監査役の報酬は、基本報酬のみとし、「業績連動報酬（賞与）」及び「業績連動型株式報酬」の支給はしていません。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- a. 社外取締役 松本和幸氏は、株式会社トプコンの社外取締役を兼任しております。なお、同社と当社との間には特別の関係はありません。
- b. 社外取締役 天羽稔氏は、大塚化学株式会社、株式会社HEXEL Works及び株式会社エンプラスの社外取締役を兼任しております。なお、これらの会社と当社との間には特別の関係はありません。
- c. 社外取締役 藤原裕氏は、鴻池運輸株式会社の社外監査役を兼任しております。なお、同社と当社との間には特別の関係はありません。
- d. 社外取締役 菊間千乃氏は、当社と法律顧問契約を締結している弁護士法人松尾総合法律事務所の代表弁護士（社員弁護士）を兼任しております。当社グループから同法人に支払われる顧問料金及び法律相談料金等の合計額は、同法人の過去3事業年度平均の年間売上高の2%未満であり、かつ当社の当事業年度の年間連結売上高の1%未満であります。

同氏は、アルコニックス株式会社の社外取締役を兼任しております。同社グループと当社グループとの間には売買取引がありますが、当社グループが同社グループから購入する鋳物・材料等の取引は当社の当事業年度の年間連結売上高の2%未満、当社グループから同社グループへ販売する製品の取引は当社の当事業年度の年間連結売上高の1%未満であります。

また、同氏は、株式会社コーセー及びタキヒヨー株式会社の社外取締役を兼任しております。なお、これらの会社と当社との間には特別の関係はありません。

- e. 社外監査役 作野周平氏は、ジャパニース株式会社の社外監査役を兼任しております。
なお、同社と当社との間には特別の関係はありません。
- f. 社外監査役 小林彩子氏は、弁護士法人片岡総合法律事務所の弁護士（パートナー）及び株式会社武蔵野銀行の社外取締役を兼任しております。なお、同法人及び同社と当社との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動の状況

区 分	氏 名	出席回数	主な活動状況及び
			社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役	松 本 和 幸	取締役会 16/16回 (100%)	製造業の企業経営者としての豊富な経験と技術開発及びものづくり等に関する高度な見識を活かし、取締役会において積極的かつ有益な発言を行うなど適切に役割を果たしました。また、指名・報酬委員会の委員長を務めました。
社 外 取 締 役	天 羽 稔	取締役会 16/16回 (100%)	製造業の企業経営者としての豊富な経験とグローバルな事業展開及び技術開発等に関する高度な見識を活かし、取締役会において積極的かつ有益な発言を行うなど適切に役割を果たしました。また、指名・報酬委員会の委員を務めました。
社 外 取 締 役	藤 原 裕	取締役会 16/16回 (100%)	金融機関の海外責任者・製造業の財務担当役員としての豊富な経験と経営管理、財務戦略及びガバナンス等に関する高度な見識を活かし、取締役会において積極的かつ有益な発言を行うなど適切に役割を果たしました。また、指名・報酬委員会の委員を務めました。
社 外 取 締 役	菊 間 千 乃	取締役会 16/16回 (100%)	弁護士としての豊富な経験とコンプライアンス及びリスクマネジメント等の企業法務に関する高度な見識を活かし、取締役会において積極的かつ有益な発言を行うなど適切に役割を果たしました。また、指名・報酬委員会の委員を務めました。

区 分	氏 名	出席回数	主な活動状況
社 外 監 査 役	高 井 龍 彦	取締役会 16/16回 (100%) 監査役会 15/15回 (100%)	製造業における最高財務責任者（ＣＦＯ）及び監査役としての豊富な経験と財務会計及び経営企画等に関する高度な見識を活かし、取締役会及び監査役会において積極的かつ有益な発言を行うなど適切に役割を果たしました。
社 外 監 査 役	作 野 周 平	取締役会 16/16回 (100%) 監査役会 15/15回 (100%)	製造業における経営管理担当役員及び監査役としての豊富な経験と財務会計、内部統制、リスク管理及び内部監査体制の構築等に関する高度な見識を活かし、取締役会及び監査役会において積極的かつ有益な発言を行うなど適切に役割を果たしました。
社 外 監 査 役	小 林 彩 子	取締役会 16/16回 (100%) 監査役会 14/15回 (93%)	弁護士としての豊富な経験とコンプライアンス及びリスクマネジメント等の企業法務に関する高度な見識を活かし、取締役会及び監査役会において積極的かつ有益な発言を行うなど適切に役割を果たしました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

当事業年度に係る当社が支払うべき報酬等の額	
イ．公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	75百万円
ロ．公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）に係る報酬等の額	-百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	102百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額に記載した金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な海外子会社におきましては当社の会計監査人以外の監査人の監査を受けております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人が監査計画の策定において、監査品質を確保するために必要十分な監査体制と監査時間を見込んでいるかについて監査役会の定めた評価基準に沿って検討するとともに、前期の監査の有効性・効率性、追加報酬精算の有無、監査時間と報酬単価の過年度推移、報酬見積りの算定根拠及び非監査業務契約の締結状況等を勘案し審議した結果、会計監査人の監査計画は適切であり、その報酬等の額は相当であると判断し、同意いたしました。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

- イ. 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。
- ロ. 会計監査人の独立性、適格性等に重大な疑義が認められる場合、または職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制等に重要な不備が認められ、監査品質の確保に向けた改善の見込みがないと思量される場合など、会計監査人が監査品質を維持し、継続してその職務を適正に遂行することが困難であると判断される場合には、監査役会は、当該会計監査人を解任または不再任とする株主総会の議案の内容及び新たな会計監査人を選任する議案の内容を決定いたします。
- ハ. 監査役会が、会計監査人の監査品質、独立性、適格性、信頼性、有効性、効率性等を総合的に評価し、より適切な監査を期待できる会計監査人の選任が必要と判断した場合には、監査役会は、現任の会計監査人を再任せず、新たな会計監査人を選任する株主総会の議案の内容を決定いたします。

3. コーポレート・ガバナンスの状況

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させることは、企業の社会的責任を果たし、経営の効率性や透明性を高め、持続的な企業価値の向上に資するものであることを認識しています。そのため、あらゆるステークホルダーからの信頼に応え、企業の社会的使命と責任を果たすとともに、コンプライアンスを重視し、かつ経営環境の変化に対応できる適確かつ迅速なトップマネジメント及び業務執行の体制を整備し、継続的に運用することにより実効性のあるコーポレート・ガバナンスを目指します。

この実現に向け、2021年11月に取締役会において「コーポレート・ガバナンス基本方針」を制定しました。なお、「コーポレート・ガバナンス基本方針」及び「コーポレート・ガバナンス報告書」等のコーポレート・ガバナンスに関連する事項については、当社ウェブサイトの詳細を開示しておりますので、ご参照ください。（<https://www.kitz.co.jp/sustainability/governance/>）

(2) コーポレート・ガバナンスの体制

① 企業統治機構及び当該企業統治機構を採用する理由

当社は、会社法上の機関設計として「監査役会設置会社」を選択し、独立社外取締役を取締役会の3分の1以上選任することにより、業務執行の監督機能、助言機能、利益相反の監督機能の強化を行うとともに、業務執行取締役及び執行役員の選任により、業務執行に係る迅速な意思決定を図っています。これにより取締役会に経営に関する重要事項の意思決定と業務執行の監督に関する権限及び責任を集中させ、取締役相互の職務執行の監督を行うとともに、独立した客観的な立場から監査役及び監査役会が取締役会に対する実効性の高い監視を行うことにより、適切な意思決定及び業務執行が行われ、牽制が十分に効くコーポレート・ガバナンス体制を実現しており、企業統治は有効に機能していると判断しています。

② 取締役会／取締役

取締役会・取締役は、株主に対する経営の受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の最大化を図る使命を負っています。取締役会は、当該責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するほか、経営の重要な諸課題について関連な議論を行うとともに、経営戦略や中期経営計画、年度経営計画及び経営の基本方針等の決定並びに法令、定款または取締役会規程に定める重要な事項について審議し、経営の意思決定を行っています。また、取締役は、各業務執行取締役から定期的に業務執行の状況報告を受けることなどにより、取締役相互に職務の執行を監督しています。

取締役会は、取締役8名で構成しており、経営監督機能の強化を図るため、そのうち4名を独立社外取締役（取締役会の3分の1以上）としています。なお、取締役の多様性を確保するため、女性の取締役（社外取締役）1名を選任しています。

取締役会は、原則として、毎月定例取締役会を、四半期ごとに決算取締役会を、必要に応じて臨時取締役会をそれぞれ開催しています。

③ 指名委員会／報酬委員会

取締役会は、取締役候補、監査役候補及び執行役員に係る人事並びに取締役及び執行役員の報酬について、公正性及び透明性を担保するため、過半数を独立社外取締役で構成する指名委員会及び報酬委員会を取締役会の任意の諮問機関として設置しています。

指名委員会は、当社が定める「役員選解任方針」に基づき、取締役候補、監査役候補及び執行役員の指名並びに次期役員候補者の人財育成などについて、報酬委員会は取締役及び執行役員等の報酬方針その他役員報酬に関する重要な事項について、それぞれ審議を行い、その結果を取締役会に答申しています。

指名委員会及び報酬委員会は、いずれも取締役会で選定された取締役3名以上の委員で構成（過半数は独立社外取締役）され、各委員会の委員長は委員の互選により独立社外取締役の中から選定しています。なお、委員のうち1名は取締役会長（空位のときは取締役社長とする）を選定しています。

④ 取締役会の実効性の確保

当社は、コーポレート・ガバナンスの実効性を高め、取締役会全体の機能向上を図ることを目的として、毎年、すべての取締役及び監査役を対象にアンケート方式による「取締役会の実効性に関する評価」を行っています。当該アンケート調査は、コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づき、特に重要な事項について記名式の質問票を配布し、回答を得る方法で行っています。また、取締役会は、得られた回答の集計結果及び今後の実効性改善に関する意見を踏まえ、取締役会において現状の評価結果の検証、課題の共有及び今後の改善対応などの取り組みについて議論しています。

2021年2月に実施したアンケート調査は、経営戦略の策定及び実行、取締役会の構成、役員の指名・報酬、監査、社外取締役、取締役会の審議の活性化、株主その他ステークホルダーへの対応に関する項目について行いました。その結果、当社取締役会は実効性が概ね確保できているとの評価が得られました。

⑤ 監査役会／監査役

監査役会・監査役は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える企業統治体制を確立するために株主の負託を受けた独立の機関として、取締役の職務執行に係る業務監査・適法性監査及び会計監査人による計算書類等の監査方法と結果の相当性の判断を行っています。また、取締役会における業務執行取締役の報告義務の履行状況と社外取締役を中心とした取締役相互の経営監督機能の実効性の監視に加え、意思決定プロセスと決定内容の適法性・妥当性について検証するとともに、取締役会において必要な意見を述べています。

監査役会は、監査報告書を作成するほか、監査役監査基準、監査計画及び役割分担に従って監査役監査を行うなど、取締役の職務執行を監視し、法的義務の履行状況について検証しています。また、会計監査人の品質管理体制、独立性等を確認するとともに、職務の遂行状況を監視し、その監査の結果の相当性を検証しています。また、監査役会は、会計監査人の再任の適否を事業年度ごとに審議するとともに、監査計画の相当性と監査報酬の妥当性について審議しています。

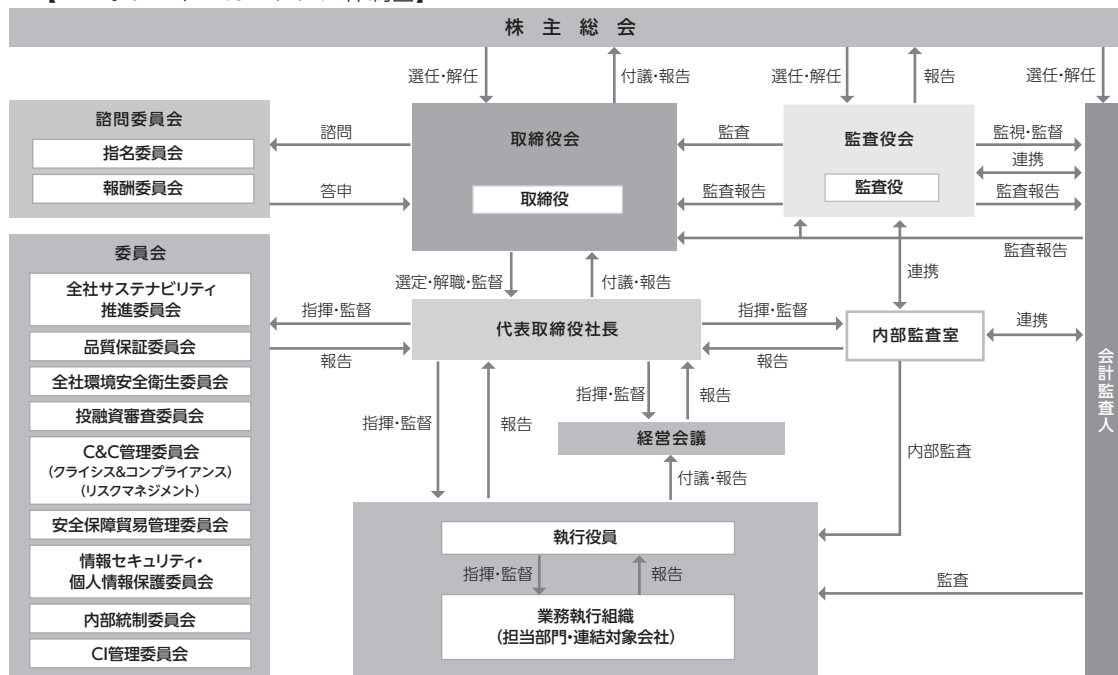
監査役会は、監査役5名で構成しており、そのうち3名は実効性の高い監査及び経営の監視機能の強化を図るため、社外監査役（独立役員）としています。また、「役員選解任方針」を踏まえ、監査役の役割・責務を果たすために必要な知識・経験・能力・専門性を全体としてバランスよく備える構成とするとともに、財務・会計に関する十分な知見を有する者1名以上を含めることとしています。また、監査役会の多様性を確保するため、女性の監査役（社外監査役）1名を選任しています。

監査役会の開催については、原則として毎月定例監査役会を、その他必要に応じて臨時監査役会をそれぞれ開催しています。また、監査役会は、会計監査人及び内部監査室の三者で構成する三様監査会合を定期的に開催し、各監査機関の報告並びに監査情報の共有及び監査要点等についての意見交換を行うなど、内部監査、会計監査及び監査役監査の3つの監査の連携を図っています。加えて、三様監査会合のうち年数回程度については、独立社外取締役を加えた四様監査・監督会合の場とし、情報の共有及び意見の交換を行うなど連携を図っています。

⑥ 独立役員

当社は、東京証券取引所の社外役員独立性判断基準よりさらに厳しい要件による「社外役員独立性判断基準」（20ページ）を定めています。また、社外取締役及び社外監査役的全員は、当社の「社外役員独立性判断基準」及び東京証券取引所の社外役員独立性判断基準を満たしており、東京証券取引所に独立役員として届出をしています。

【コーポレート・ガバナンス体制図】



4. 会社の支配に関する基本方針に関する事項

当社は、買収防衛策を導入しておりません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当の決定にあたり、株主還元を経営上の最重要課題の一つと考え、当社の持続的な成長と企業価値の向上のための投資や様々なリスクに備えるための財務健全性とのバランスを考慮したうえで、業績に応じた利益配分を行うことを基本方針としております。

また、中長期的には、連結配当性向は親会社株主に帰属する当期純利益の35%前後を望ましい水準と考えており、これを目途に毎期の配当額を決定することとし、かつ安定的な配当の継続を目指しております。

配当時期につきましては中間及び期末の年2回を基本とし、株主の皆様への利益配当をはじめとする剰余金の配当等を機動的に実施するため、定款により剰余金の配当等の決定機関を取締役会としております。

当事業年度の期末配当につきましては、上記方針等を勘案し、1株当たり11円とさせていただきます。これにより、当事業年度の年間配当金は、中間配当（1株当たり9円）を含め20円となり、連結配当性向は36.2%となります。

なお、当事業年度中において、単元未満株式の買取りを除き自己株式の取得は行っておりません。

また、翌事業年度の配当金は、連結業績予想による親会社株主に帰属する当期純利益の場合、年間25円を見込んでおります。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	86,621
現金及び預金	27,943
受取手形及び売掛金	19,826
電子記録債権	10,205
商品及び製品	11,545
仕掛品	6,505
原材料及び貯蔵品	8,757
その他	2,010
貸倒引当金	△173
固定資産	56,798
有形固定資産	41,436
建物及び構築物	10,253
機械装置及び運搬具	12,606
工具・器具及び備品	5,273
土地	9,686
建設仮勘定	2,734
その他	881
無形固定資産	4,590
のれん	319
その他	4,270
投資その他の資産	10,772
投資有価証券	6,757
退職給付に係る資産	526
繰延税金資産	1,322
その他	2,167
貸倒引当金	△2
資産合計	143,419

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	32,939
支払手形及び買掛金	8,037
1年以内償還予定社債	10,474
短期借入金	816
1年以内返済予定長期借入金	2,284
未払法人税等	2,474
未払消費税等	135
賞与引当金	2,575
役員賞与引当金	192
その他	5,948
固定負債	29,226
社債	20,717
長期借入金	4,575
繰延税金負債	828
役員退職慰労引当金	230
役員株式給付引当金	233
退職給付に係る負債	737
資産除去債務	421
その他	1,480
負債合計	62,166
(純資産の部)	
株主資本	78,149
資本金	21,207
資本剰余金	5,726
利益剰余金	51,708
自己株式	△492
その他の包括利益累計額	2,219
その他有価証券評価差額金	1,678
為替換算調整勘定	368
退職給付に係る調整累計額	172
非支配株主持分	884
純資産合計	81,253
負債純資産合計	143,419

連結損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		135,790
売上原価		101,328
売上総利益		34,461
販売費及び一般管理費		25,470
営業利益		8,990
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	198	
為替差益	84	
保険収入	167	
助成金収入	161	
雑益	320	931
営業外費用		
支払利息	269	
売上割引	313	
手形売却損	55	
デリバティブ評価損	209	
雑損失	98	946
経常利益		8,975
特別利益		
有形固定資産売却益	70	
投資不動産売却益	32	
その他	0	102
特別損失		
有形固定資産売却及び除却損	117	
減損損失	1,223	
その他	31	1,372
税金等調整前当期純利益		7,705
法人税、住民税及び事業税	3,279	
法人税等調整額	△665	2,614
当期純利益		5,091
非支配株主に帰属する当期純利益		136
親会社株主に帰属する当期純利益		4,954

連結株主資本等変動計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	21,207	5,726	47,925	△491	74,367
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,171		△1,171
親会社株主に帰属する当期純利益			4,954		4,954
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△0		0	0
自己株式処分差損の振替		0	△0		－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	3,782	△0	3,781
当期末残高	21,207	5,726	51,708	△492	78,149

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,478	△1	△1,683	132	△74	874	75,167
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,171
親会社株主に帰属する当期純利益							4,954
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							0
自己株式処分差損の振替							－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	200	1	2,052	40	2,294	10	2,304
連結会計年度中の変動額合計	200	1	2,052	40	2,294	10	6,086
当期末残高	1,678	－	368	172	2,219	884	81,253

計算書類

貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	50,664
現金及び預金	19,114
受取手形	371
電子記録債権	6,489
売掛金	8,703
商品及び製品	3,408
仕掛品	2,374
原材料及び貯蔵品	1,501
短期貸付金	6,931
その他	1,771
貸倒引当金	△2
固定資産	59,400
有形固定資産	15,878
建物	2,438
構築物	362
機械及び装置	3,501
工具・器具及び備品	4,352
土地	3,316
建設仮勘定	1,797
その他	110
無形固定資産	3,836
投資その他の資産	39,685
投資有価証券	4,778
関係会社株式	29,173
長期貸付金	3,603
繰延税金資産	487
その他	1,642
資産合計	110,065

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	30,540
買掛金	5,795
1年以内償還予定社債	10,474
短期借入金	7,238
1年以内返済予定長期借入金	1,422
未払法人税等	1,766
賞与引当金	1,196
役員賞与引当金	45
その他	2,600
固定負債	25,940
社債	20,717
長期借入金	3,752
役員株式給付引当金	233
その他	1,236
負債合計	56,481
(純資産の部)	
株主資本	51,922
資本金	21,207
資本剰余金	5,715
資本準備金	5,715
利益剰余金	25,492
その他利益剰余金	25,492
繰越利益剰余金	25,492
自己株式	△492
評価・換算差額等	1,661
その他有価証券評価差額金	1,661
純資産合計	53,584
負債純資産合計	110,065

損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		60,041
売上原価		44,573
売上総利益		15,467
販売費及び一般管理費		13,204
営業利益		2,262
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	3,051	
保険収入	100	
雑益	177	3,330
営業外費用		
支払利息	211	
売上割引	168	
為替差損	114	
雑損失	82	577
経常利益		5,015
特別利益		
有形固定資産売却益	60	
投資不動産売却益	32	92
特別損失		
有形固定資産売却及び除却損	74	
減損損失	747	
関係会社債権放棄損	1,058	
その他	19	1,900
税引前当期純利益		3,207
法人税、住民税及び事業税	914	
法人税等調整額	△370	544
当期純利益		2,662

株主資本等変動計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金		
				繰越利益剰余金		
当期首残高	21,207	5,715	－	24,001	△491	50,431
事業年度中の変動額						
剰余金の配当				△1,171		△1,171
当期純利益				2,662		2,662
自己株式の取得					△0	△0
自己株式の処分			△0		0	0
自己株式処分差損の振替			0	△0		－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	－	－	－	1,491	△0	1,490
当期末残高	21,207	5,715	－	25,492	△492	51,922

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	1,448	△1	1,446	51,878
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△1,171
当期純利益				2,662
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				0
自己株式処分差損の振替				－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	213	1	214	214
事業年度中の変動額合計	213	1	214	1,705
当期末残高	1,661	－	1,661	53,584

連結計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年2月18日

株 式 会 社 キ ッ ツ
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 井 上 秀 之
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 吉 川 高 史
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キッツの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キッツ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年2月18日

株 式 会 社 キ ッ ツ
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
東 京 事 務 所
指定有限責任社員 公認会計士 井 上 秀 之
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 吉 川 高 史
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キッツの2021年1月1日から2021年12月31日までの第108期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第108期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査役会が定めた監査役会規程に従い、以下の方法で必要な審議等を行いました。

- ① 当期の監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について定期的に報告を受け、取締役の職務の執行に関して審議いたしました。
- ② 社長との意見交換の機会を定期的に設け、監査結果の報告及び意見交換を行ったほか、必要に応じて、取締役及び使用人等から報告を受けました。
- ③ 会計監査人及び内部監査室長を定期的に監査役会に招聘し、三様監査の連携を図り、各監査の実効性及び効率性の向上に努めるとともに、適宜に社外取締役も交えて意思疎通を図り、監査機能と監督機能の連携を図りました。
- ④ 会計監査人から「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）」（2017年3月金融庁）の適用状況等、監査品質の確保に向けた取組みについて報告を受け、必要に応じて説明を求め、会計監査人を翌事業年度において再任するかの適否について、監査役会が定めた評価の基準及び会計監査人の解任または不再任の決定方針に照らして審議いたしました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び内部監査室長その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 子会社については、常勤監査役2名が分担して国内子会社の監査役を兼任し、子会社取締役の職務の執行を監査したほか、海外子会社を含む子会社の取締役会等に出席し、業務及び財産の状況並びに内部統制システムの構築及び運用状況等について報告を受けました。また、子会社の取締役等と意思疎通を図り、必要に応じて業務等の状況を調査いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている内部統制システム（取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制）の整備に関する取締役会決議の内容の相当性を検討するとともに、その構築及び運用状況について取締役会等において報告を受け、必要に応じて意見を述べました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役会等において報告を受けるとともに、EY新日本有限責任監査法人及び内部監査室長から当該内部統制の評価及び監査の状況等について定期的に報告を受けました。
- ④ 会計監査人と意思疎通を図り、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から監査の計画及び職務の遂行状況とその結果について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性を検討いたしました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 会計監査人の再任の決定

監査役会は、審議の結果、第109期事業年度においてもEY新日本有限責任監査法人を会計監査人として再任することを決定いたしました。

2022年2月21日

株 式 会 社 キ ッ ツ 監査役会

常勤監査役 近 藤 雅 彦 ㊟

常勤監査役 木 村 太 郎 ㊟

社外監査役 高 井 龍 彦 ㊟

社外監査役 作 野 周 平 ㊟

社外監査役 小 林 彩 子 ㊟

以 上



株主総会会場ご案内図



会場 ホテルニューオータニ幕張 2階「翔の間」^{しょう}
千葉市美浜区ひび野二丁目120番3 TEL (043) 297-7777 (代表)

- 交通**
- JR京葉線 「海浜幕張駅」 南口より徒歩約5分
 - JR総武線・京成電鉄 「幕張本郷駅」
京成バス「海浜幕張駅」行き 海浜幕張駅下車 南口より徒歩約5分
京成バス「ZOZOマリンスタジアム」行き タウンセンター下車 徒歩約3分



ホテル
ニューオータニ
幕張



NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。



UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。